

さつま町 けんりょうご 権利擁護センター

パンフレット



しゃかい ふくし ほうじん

社会福祉法人

しゃかい ふくし きょうぎかい

さつま町社会福祉協議会

はじめまして！

さつま町権利擁護センターです

高齢者や障がい者の意思表示能力や生活状況に応じて、「成年後見制度」や「福祉サービス利用支援事業」等を活用し、財産管理や身上監護を中心とする権利擁護サービスを提供する事により、地域福祉の推進を図ることを目的としたさつま町権利擁護センターを、さつま町社会福祉協議会内に設置しています。



成年後見制度の説明

成年後見制度の概要について
ご説明致します。

成年後見人等の受任

家庭裁判所より選任された場合
成年後見業務を行います。

権利擁護 センターの 事業内容

福祉サービス 利用支援の提供

日常生活において支援が必要な
方の支援を行います。

人権、権利擁護の理念 普及・啓発

人権、権利擁護について地域の会合等
でお話をし、理念の周知を行います。
また、支援の必要な方への
情報提供を行います。

このようにさつま町権利擁護センターでは、利用者の権利をまもるため、様々な制度を活用して支援を行っています。その中で「福祉サービス利用支援事業」と「成年後見制度」によってその人らしく生きるサポートを行っています。判断能力の状態によって、使える制度が違います。次ページのチェックシートで、自分もしくは、あなたの大切な人の状態を確認してみてください。

あなたに必要なサービスは？

権利擁護センターでは、福祉サービス利用支援事業と法人後見事業により、支援の必要な方をサポートします。自分もしくは、あなたの大切な人がどのような支援が必要か下のチェックシートで確認してみてください。

判断能力に不安がある

通帳や印鑑をどこに置いたか忘れて
お金がおろせないことがある。

はい

福祉サービス利用支援事業 の利用

をおすすめします

判断能力が不十分

ほとんどのことは自分で出来るが、
誰かの手助けがあると安心。

はい

成年後見制度(補助類型) の利用

をおすすめします

判断能力が著しく不十分

物忘れが多くなってきた。
重要な契約は自分一人ではできない。

はい

成年後見制度(保佐類型) の利用

をおすすめします

判断能力が全くない

物忘れがひどくなって
家族の区別もつかなくなってきた

はい

成年後見制度(後見類型) の利用

をおすすめします

判断能力が十分にある

これからの方が不安。将来支援してくれれる人を今のうちに決めたい。

はい

任意後見制度の利用

をおすすめします

ふくし

りょうしえんじぎょう

福祉サービス利用支援事業とは？



ふくし

りょうしえんじぎょう

せいど

福祉サービス利用支援事業ってどんな制度なの？

ふくし
福祉サービスを
りょう
利用したいけれど、
てつづ
手続きの仕方が
しかた
わからぬ。

こうきょうりょうきん
公共料金や
いりょうひ
医療費の支払いが
しはら
うまくできない。

ほうもんはんぱいとう
訪問販売等の
しょうひしゃひがい
消費者被害に
く
繰り返し
かえ
あつている。

「福祉サービス利用支援事業」は、認知症や知的障がい・精神障がい等により、日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行うものです。

ご本人とさつま町社会福祉協議会との契約により、この事業を利用することができます。

サービス利用の流れ

1

そうだん
うけつけ
相談の受付

ご本人、またはご家族、民生委員などを通じて権利擁護センターにご連絡ください。



2

ほうもん
そうだん
訪問相談

専門員がお伺いし相談にのります。
秘密は厳守いたします。

無料

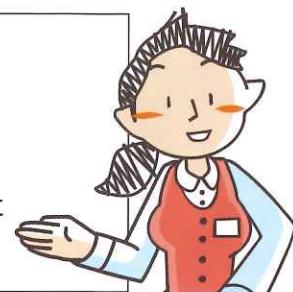


かた　たいしょう
このような方を対象としています

本人の判断能力は不十分であっても成年後見制度を利用するほどではない方に対して、権利擁護センターが次のようなサービスを提供し、個人の日常生活の支援を行います。

りょう　かた
利用できる方 (次のいずれにも該当される方) _____

- ・さつま町に居住していること
- ・日常的金銭管理や福祉サービスの利用等について、自己の判断で適切に行うことが困難であること
- ・この事業の利用に関する契約を締結する能力があると認められること
- ・親族等からの日常的な援助が望めないこと



たとえば、こんなことで
困っていませんか？



3 しえん けいかく
**支援計画の
作成・契約**

お困りのことを一緒に考え、
支援計画をつくり利用契約を
結びます。

無料



4 しえん かいし
支援の開始

利用支援員が
支援計画にそって
お手伝いします。



有料

どのようなことをしてくれるの？

ふくし

りょう てつづ

てつだ

福祉サービスの利用の手続きのお手伝いをします！

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談、申し込み、解約の手続き
- ・福祉サービス利用料金の支払い代行
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

※福祉サービスとは、介護保険制度などの高齢者福祉サービス、障がい福祉サービスなどです。

にちじょう せいかつ

かね だ い

てつだ

日常生活のお金の出し入れをお手伝いします！

- ・年金、福祉手当等の受領に必要な手続き
- ・医療費、公共料金、税金などのお支払い
- ・日用品購入代金のお支払い
- ・預貯金の出し入れ、また預貯金の解約等の手続き など

いんかん しょうじょ

あんぜん ば しょ

あず

印鑑や証書などを安全な場所でお預かりします！

保管できる証書類 <例>

- 年金証書
- 預貯金通帳
- 保険証書・不動産権利証書・契約書 など
- 実印・銀行印
- その他社会福祉協議会が適当と認める書類

※宝石、書画、骨董品、貴金属類や有価証券などはお預かりできません。

ひ ょ う

費用がかかりますか？



相談は**無料**です。

利用支援員のお手伝いは**有料**で、1回の訪問・支援につき**1,200円** です。
ただし、生活保護受給者は**無料**です。

あんしんしてご利用いただくために

鹿児島県社会福祉協議会に次の機関を設置しています。

契約締結審査会

利用者の判断能力に疑義が生じたとき等に、専門的な見地から判断能力の有無の判断を行うとともに、支援内容の審査を行います。

福祉サービス運営適正化委員会

第三者機関として専門的知識を有する者を構成員として設置し、事業の適正な運営の監視や利用者からの苦情を受け付けます。

TEL 099-286-2200

せいねん こうけん せいど 成年後見制度とは？



せいねん こうけん せいど 成年後見制度ってどんな制度なの？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことを行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

せいねん こうけん せいど 成年後見制度にはどんなものがあるの？

成年後見制度には、大きく分けて

「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見の種類について

法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分けられます。

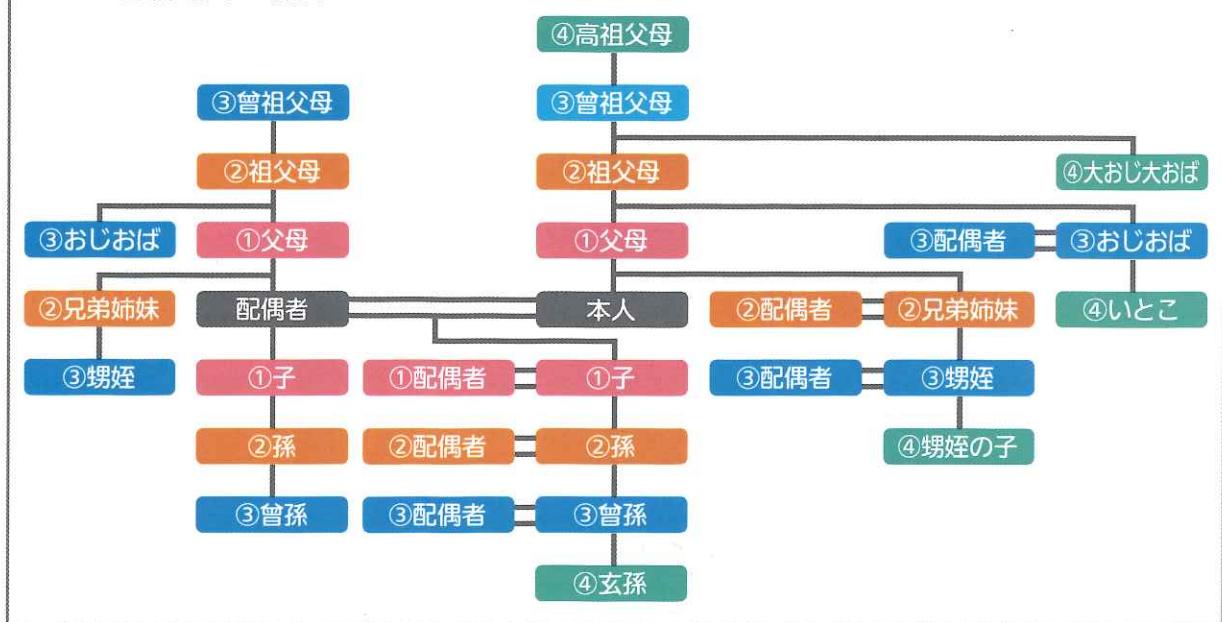
法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

ほうてい こうけん せい ど がいよう

法定後見制度の概要

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方	本人、配偶者、四親等内の親族(※1)、検察官、市町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	特定の事項(※2)についての同意権(※3)、取消権(日常生活に関する行為を除く)
	申立てにより与えられる権限	—	特定の事項(※2)以外の事項についての同意権(※3)、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為(※4)についての代理権

※1 四親等内の親族



※2 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※3 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意して(了承)する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※4 民法13条1項に掲げられている同意を要する行為に限定されません。

せいねんこうけんにんとう やくわり 成年後見人等の役割

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身の回りの事柄にも気を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

もうたひつようひょう 申し立てに必要な費用は？

※ 申し立てに必要な費用は、鑑定料を含め原則として申立人が負担します。

申し立ての費用

	後見	保佐	補助
申立手数料 (収入印紙)	800円	800円※1	800円※1
登記手数料 (収入印紙)	2,600円	2,600円	2,600円

※1 保佐や補助において、代理権や同意権を付与する審判を同時に申し立てる場合は、これらの申し立てそれぞれにつき収入印紙 800 円分が必要になります。

● その他、連絡用の郵便切手や戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類入手するための費用などがかかります。

● 本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を行うことがあります。この場合、鑑定料が必要になります。鑑定料の額は個々の事案によって異なります。

てつづ 手続きの流れ

かていさいばんしょ
家庭裁判所へ
もうた
申し立て

しんもんちょうさかんていとう
審問・調査・鑑定等

しんばん
審判

(後見等の開始・成年後見人等の選任)

しんばんかくつい
審判の確定

(法定後見の開始)

もう た かた ばあい
申し立てをする方がいない場合

法定後見開始の審判の
申立権

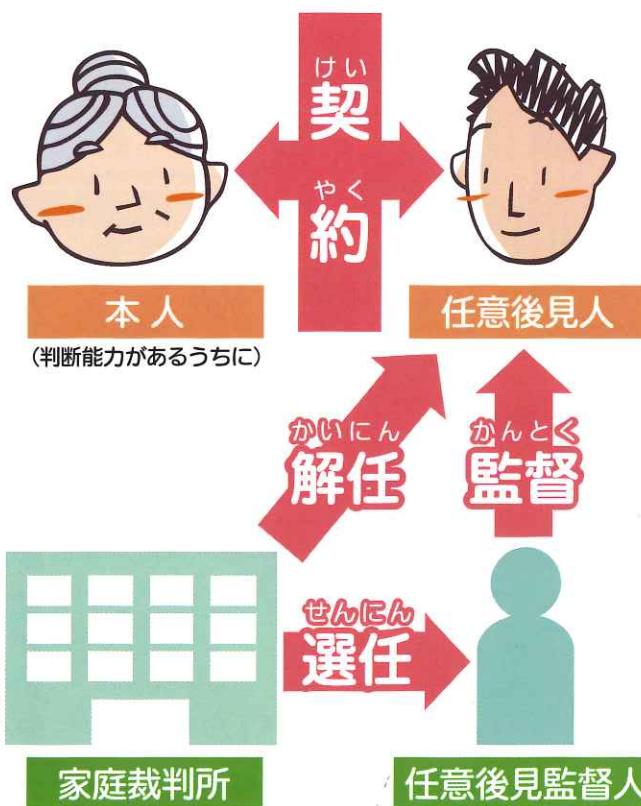


身寄りがないなどの理由で、申し立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がいの方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

にんいこうけんせいど

任意後見制度について

公証人の作成する
公正証書



将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自分で選んだ支援者（任意後見人）に、「どのような支援をしてもらうか」を公正証書により契約しておく制度です。本人の判断能力が不十分になったときには、「任意後見人を監督する人」（任意後見監督人）を家庭裁判所に選んでもらいいます。

任意後見監督人が決まって初めて任意後見人は支援を開始できるようになります。

※権利擁護センターでは、現在任意後見制度は実施しておりません。

さつま町

けんりようご

権利擁護センターのしくみ

けんり ようご

うんえいいいんかい

権利擁護センター運営委員会

- ・センター運営についての監督、評価、助言、その他必要な支援
- ・予算、決算、事業計画及び事業報告の検討と提言

司法福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、保健医療分野、
地域福祉分野、行政等（15名以内）



監督・評価
助言・支援

けんり ようご

権利擁護センター

センターでは、さつま町社会福祉協議会が成年後見人、保佐人、補助人となる「法人後見事業」、鹿児島県社会福祉協議会の委託事業である「福祉サービス利用支援事業」、権利擁護の理念を普及していくため講演や研修会等を行っています。



個別事案の審議

じゅにんしんきかい

受任審議会

- ・後見人、保佐人、補助人の受任依頼及び候補者依頼の適否審議
- ・センターの実施する事業における個別の事案の協議等

※さつま町社会福祉協議会が成年後見人等として活動するためには、家庭裁判所から選任されることと、受任審議会での議決が必要になります。

とあ
●お問い合わせ●

けんり ようご
さつま町権利擁護センター

電話  **0996-52-1865**
Fax **0996-52-1148**

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・12月29日～1月3日をのぞく)

〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2117-1



しゃかい ふくし ほうじん
社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会

☎ 0996-52-1123

———— 秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。————



さつま町社協
ホームページ